

元朝の湖廣行省支配

——溪洞民対策を中心に——

大島立子

はじめに

モンゴル民族によつて建てられた元朝が、所謂「漢地」、即ち旧金朝治下と旧南宋朝治下をどの程度まで支配、掌握し得たかは、元朝の支配力を問題にする時に問われることのひとつである。特に、江南地方と呼ばれた旧南宋治下の領域の支配力については疑問を持たれことが多い。江南攻略直後、湖廣行省に旧金朝統治下に施行した科差を行おうとしたが成功しなかつたこと、旧南宋治下では南宋の兩税法を踏襲したことをもつて、元朝の支配力の根柢とし、また、中書省の分司である行中書省の治所が、ほぼ長江の流域及びその近辺に位置し、その管轄区域が、長江に垂直に南北に延びているところから、実際に支配し得たのは、長江流域及びそれからあまり遠くない地域のみとも言われている。⁽¹⁾

長江南部には、現在でも「少数民族」と言われる非漢民族が多数居住している。モンゴルの南下政策の際の蒿

矢となつた雲南、四川は特に非漢民族が多く、雲南に至つてはモンゴルに攻略され、元朝の治下に入るまでは、大理國として、宋朝とは別の国家を形成していた。宋朝の領域内においても、溪洞、洞蛮、獠蛮、猺蛮などと呼ばれた非漢民族（以下においては、南方の少数民族を溪洞の民と称す）の居住地の多くでは、土官、土司が置かれ、宋朝の直接支配がなされてはいなかつた。即ち、長江以南の地は、漢民族王朝による統治時代でも、国家権力が充分に浸透していたとは言いがたかつた。従つて、元朝において国家権力が南方にまで浸透しなかつたのは、元朝がモンゴル民族による王朝であつたとばかりはいえないのである。

現在中国の領土内にある雲南は、元朝以降はじめて継続的に中國王朝の領地となり、江西地区の畲族は、宋元以来急速に漢族王朝に従順になつた。即ち、宋元時代は、南方の少数民族地区の漢化の一時期として見ることができるのではないか。⁽⁴⁾以上のことを見頭に置き、元朝の湖廣行省の管轄地域の元朝への従属の過程を検討したい。

(一)

元代の湖廣等處行中書（以下、湖廣行省）は、現在の湖北省の一部、湖南省、貴州省、江西省の一部、廣西壯族自治区及び廣東省の一部であり、北は歸州より、南は海南島までの長江を垂直に区切る南北に長く、広い地域である。そして許有壬撰『至正集』卷五二、「故通奉大夫湖廣等處行中書省參知政事鄭公神道碑銘并序」に、

湖廣控滇蜀、山海阻深猺獠之所蟠穴邊。

とある如く、雲南、四川に隣接し、山地には猺、獠と言われる非漢民族が居住する地域であった。

湖廣行省の設置、沿革を見て行こう。『元史⁽⁵⁾』卷九一、百官志の湖廣等處行中書省の項に、

至元十一年、右丞相伯顏伐宋、行中書省事于襄陽、尋以別將分省割州、爲荊湖等路行中書省。

とある。ここで言う行中書省は、中書省あるいは尚書省の地方分司としてのそれではなく、南宋攻略のための軍前行省⁽⁷⁾であり、至元十年に設置された荊湖等路行院が改められたものである。『元史⁽⁸⁾』卷一二七、伯顏傳に、

（至元）十一年、大舉伐宋、（伯顏）與史天澤並拜中書左丞相、行省荊湖、時荊湖・淮西各建行省、天澤言號令
不一、或致敗事、詔改淮西行省爲行樞密院。

と、淮西行省を行樞密院とし、「行省荊湖」する伯顏が南宋討伐の全権を握ったとある。即ち、これが軍前行省であり、この荊湖行省は、中書省の分司ではない。しかし、南宋平定後の行政官庁としての湖廣行省のもとにになった。中書省の分司としての湖廣行省がいつ設立したのかはわからぬが、廣西地方が平定された至元十四年以降と思われる。『元史』本紀に最初にこの名があらわれるのは、卷九、

至元十四年三月辛卯、湖廣行中書省言廣西二十四郡並已内附。

とあるものであり、また、同、卷一二五、賽典赤贍思丁傳には、至元十三年から十六年の間の記事として、
交趾叛服不常、湖廣省發兵、屢征不利。

とある。しかし、その後も荊湖行省の名が全つたく用いられなくなつたのではなく、同、卷一二二、鐵邁赤傳附載の虎都鐵木祿傳に、

至元二十二年、授奉訓大夫荊湖占城等處行中書省理問官、時行省之名、曰荊湖、曰荊湖占城、曰湖廣、凡三。とあり、この地域の行省の名は必ずしも湖廣行省と定められていたわけではなかつたようである。

元軍の南宋攻略には、先述した如く、荊湖、淮西行省が置かれ、それを拠点として各地に派兵された。湖廣行省の管轄地域については、至元十一年、伯顏配下の朱國寶が、鄂漢を下してより、十一年には、黃州・蘄州を下し、更に南下して、郢州・歸州・常德州・澧州、そして岳州・辰州・靖州を手中におさめた。更に、至元十三年、十四年には、武岡・寶慶・靜江、そして廣西地域まで元軍の手におちた。『元史』卷一六五、朱國寶傳に、
時宋諸郡邑多守不下、國寶傳檄招諭、踰月悉平。

とあり、宋の州城が頑強に投降することを拒んでいたが、朱國寶の招諭により投降したと記す。これについては、同、卷一二九、李恒傳に、

(李恒) 從右丞阿里海牙、至洞庭擒高世傑、下岳州、進攻沙市拔之、宋制置高達以江陵降、留恒鎮守、傳檄峽辰沅靖澧常德諸州皆下、未幾徙鎮常德。

とあり、岳州の攻略の後、西南の諸城市が続いて投降して來たのである。⁽⁹⁾ 更に、これらの地域では、同、卷一六五、郭昂傳に、至元十六年以前の記事として、

轉沅州安撫司同知、(中略)、招降溪洞八十餘柵、(中略)、山猺木貓土獠諸洞盡降。

とあり、同、卷九には、

至元十四年四月甲子、知來安州岑從毅等以所屬州縣溪洞百四十七戶、二十五萬六千來附。

とあり、周辺の溪洞の民も同時に元朝に投降したことを述べている。

それでは、湖廣地帯は、この時点、即ち至元十四年頃までに、ほぼ完全に元朝の支配下に入ったと見て良いであろうか。

これら投降した州城には、「元史」地理志によると、多くははじめ安撫司が置かれた。『元史』、百官志には、元の安撫司の職責の明確な規定はない。『續文獻通考』卷六〇、職官考によると、

元宣慰使司掌軍民之務、分道以總郡縣、（中略）、其在遠服又有招討安撫宣撫等使。

とあり、辺境地に設置されたことを記す。そして、『元史』卷九一、百官志、及び卷五九—六三の地理志によると、安撫使は、四川、雲南、湖廣の非漢民族地域に設置されている。しかし、南宋攻略直後に設置された安撫司は、軍前行省あるいは行院に属する戦時体制期の機関であった。『元史』卷一六五、朱國寶傳に、
(至元十二年) 降湖右、加宣武將軍、統蒙古諸軍、鎮常德府、知安撫司事。

とある如く、「軍を常德府に鎮し、安撫司の事を知」したのである。此の如き安撫司は、至元十四年には廢され、多くは民政のみを司どる地方行政機関の總管府路に改められた。このことは、至元十四年をもって、戦時体制が解かれ、湖廣地帯を元朝が掌握し得たとも見られる。

しかし、『元史』卷六三、地理志に、

慶遠南丹溪洞等處軍民安撫司、(中略)、至元十三年置安撫司、十六年改慶遠路總管府。大德元年、(中略)、立慶遠南丹溪洞等處軍民安撫司。

元朝の湖廣行省支配 大島

とある如く、一度路となつたものが、再び安撫司となることもある。元一代を通じて溪洞の名を冠した安撫司、宣撫司も多く設置されている。また、湖廣行省の中央部以外は、湖南宣慰司、海北海南道宣慰司、廣西兩江道宣慰使司都元帥府、沿邊溪洞宣慰使司等の宣慰司⁽¹⁰⁾が置かれていた。このことは常に戦時体制を布いておかねばならない状況の地域であることを示している。これらの地域がいづれも溪洞の民の居住地ということは、治安が定まらぬ要因として溪洞の存在があげられよう。

『元史』卷一六五、朱國寶傳に、

惟辰沅靖鎮遠未下、宋將李信李發結武岡洞蠻、分據扼寨、國寶擊敗之。

とあり、宋軍とともに、元軍に対し溪洞の民が抵抗したことについて述べている。これは福建地区で僉軍が宋軍を助け、元軍に抵抗したことと同じ現象である。これは今までの生活の均衡を乱す元軍に対する拒否行動であり、モンゴル族よりも漢民族を良しとしたためとは限らないであろう。同卷一六三、張雄飛傳には、

澧西南接溪洞、徭人乘間抄掠居民。

と、戦争の隙に乘じ、居民(漢民族)を掠する行為のあつたことも記している。また、同卷一五五、史天澤傳附載の史格傳に、

徇廣西十三州廣東三州皆下、靜江受兵之初溪洞諸夷皆降雲南。⁽¹²⁾

と、洞蛮が雲南に降つたとある。おそらくは漢民族、モンゴル民族を首長とする州縣に属することを嫌い、同じ非漢民族、多くは同じ民族であるものが、土司、土官となり、自治を与えられていた雲南に投降し、モンゴル王

朝の直接支配から免がれようとしたものであろう。彼らは自治を求めていたのである。このような非漢民族が散居していた湖廣地域の安定が、南宋朝の降服とともにになったのであろうか。

(二)

『元史』本紀をひもとくと、至元十三年以降の湖廣省に関する記事には、非漢民族の叛乱と投降を述べるもののが大部分である。⁽¹³⁾特に至元二十年代に多い。その討伐側の中心人物である劉國傑の伝は『元史』卷一六二にあるが、それには、

至元二十三年、朝廷以湖廣重地且多盜、拜本省左丞、國傑至、首平湖南盜李萬二、明年廣東盜起寇肇慶、其魁鄧太獠居前寨、劉太獠居後寨、相依以爲固、國傑趨擣後寨破之、遂拔前寨、擒斬二人、捕民結盜者、皆杖殺之、（中略）、二十五年湖南盜詹一仔誘衡永寶慶武岡人、嘯聚四望山、官軍久不能討、國傑破之。

と記されている。湖廣行省左丞の劉國傑が至元二十三年から二十五年にかけ、湖南から廣東へと盜賊（あるいは叛乱者）の討伐に追われている。この状況はその後も続き、一応の解決がつくのは次代の成宗が即位した後であった。

この時期の叛乱を、地域別に見ておこう。

辰州地域のもので最大の規模となつたのは田萬頃によるものであつた。同じく劉國傑傳によると、

（成宗即位）巴洞何世雄犯澧州、泊崖洞田萬頃楠木洞孟再師犯辰州、（中略）、朝廷嘗討降之、升泊崖爲施溶州、以萬頃等知州事。

と、辰州、澧州の境界に住む四川の田萬頃等が辰州まで侵犯して來たとある。この記事には、田萬頃がこれ以前にも謀叛したが鎮圧され、知州を受けられたともある。それは嘉慶『湖南通志』卷六三、苗防に、

至元二十一年、思播以南施點鼎澧辰沅之界蠻獠叛服不常。

と記されているものであり、これは至元二十年間の湖廣地域の諸叛乱の先がけとなつた。これは一旦鎮圧されたが、乾隆『辰州府志』卷一三、平苗考に、『侯志』を引用し、

是年（至元二十九年）、時萬戶府軍出征瓜哇、魯萬五與其兄三代、舟乘虛入寇。

是年（此係三十一年侯志落一字）諸軍出征交趾、施溶知州田萬頃、魯萬丑、孟再師叛、諸洞蜂起。

とある如く、官軍がジャワ・ベトナムに出征した隙に乗じて至元三十年前後に再び事を起したのである。これについては、『元史』卷一四九、移刺捏見傳の附傳、元臣傳にも、

（至元三十年）移僉湖廣樞密院、時溪洞施容等州蠻獠作亂、元臣親入其境、喻以禍福、賊首魯萬丑降。

とある。この乱は田萬頃以外に、魯萬丑・孟再師なる首領もあり、一時鎮圧されたが、時間的に長く続いた比較的規模の大きな叛乱であった。

辰州より南した武岡縣においては、先掲の劉國傑傳からも知るように至元二十五年に叛乱があつた。『元史』卷一六、世祖本紀には、

至元二十五年四月庚申、以武岡寶慶二路荐經寇亂。

とある。また、陸文圭撰『牆東類稿』卷一二、「中奉大夫廣東宣慰使都元帥墓誌銘」に、

(至元二十七年)武岡路猺蠻依綏寧縣青城爲一十五團、據嶮不下、靖州軍官欲以討捕爲功、越境挑之、賊首李威寨不從。鳴鼓相格、湖南行省劉右丞、命萬戶孫定遠自寶慶會兵、約武岡集義軍千餘人、迎敵勦殺、公持不可、且曰愚民無知、宜以恩信誘之、可使嚮化、若草刈而禽獵之、所傷必多、且蠻亦一氣所生、不宜以多殺邀賞、乃駐軍武岡、遣人齎榜入賊中、撫諭之曉以禍福、蠻衆皆喜。有沈南強者、以議事爲名、帥衆出降、輸甲兵入官、餘衆散入靖州等處、以次受招、蠻事迄息。

とあり、武岡県の叛乱について詳しく述べられている。この記事は至元二十七年のことであるが、おそらくは本紀の二十五年の記事と同じものであり、いかにして鎮圧するかを検討した時期が二十七年であったのであろう。そしてこの鎮圧には、武力よりも懷柔によつて効果を収めたとある。

更に南の廣西地方については、少し時期が下がるが、『至正集』卷五一、「故通奉大夫湖廣等處行中書省參知政事鄭公神道碑銘并序」に、

大德間、順天土官宋隆濟糾折節、阿女嘯諸蠻、阻險弄兵、樞府檄公從分省進擊、首破關柵、日有俘戮因糧於賊所過、必掃蕩而後已。

とある。順元の土官、即ち溪洞の長がその部民を率いて乱を起し、鄭昂が討伐を行なつた時の記事である。この乱については、ほかにも見られ⁽¹⁴⁾、その首謀者黃聖訓は後に交趾に逃亡し、一応の収束を見た。

以上、見て來たような湖廣地域全域を席卷した溪洞の民を主とした諸叛乱は大德年間に一旦平定された。その後、延祐年間に再び叛乱が頻発するまでに比較的平静な時期が続いたのである。国家は、この時期の叛乱にどの

ように対処したのであるうか。『元史』卷一二、世祖本紀に、

至元十九年二月壬寅、授溪洞招討使郭昂等九人虎符。

至元十九年七月戊午、立樞密院於揚州鄂州。

至元二十一年正月庚午、立江淮荆湖江西四川行樞密院、治建康鄂州撫州成都。

とあり、溪洞招討使が任命され、至元十三年以来廃せられていた行樞密院が復活し、旧南宋治下の土地が再度戦時体制をとることになった。元代にあつては、行樞密院が常時置かれる事ではなく、行樞密院の設置は大規模な遠征が前提される。この時には、旧南宋治下の全ての行省に行院が設置された。極めて広範囲にわたつて戦時体制が布かれたのである。至元十三年の南宋平定後数年を経ていたが、これらの地域には、まだ元朝に服従していなかつたものが多かつたことを示している。⁽¹⁵⁾ この時、各省に同時に行院を設けたのは、一拠に不穏分子を一掃することを目的としたのである。

江南地方の不穏分子に対する強硬策は、これより以前にとられはじめていた。『元典章』卷四一、刑部、謀叛に、
〔禁約作歹賊人〕至元十七年七月十二日、中書省奏過事内一件、史塔刺渾説、新附地面歹人每叛乱、人口不安
有。省諭百姓每、今後做歹的人、爲頭兒處死、財產人口断沒、安主両隣不首同罪。

とある。即ち、新たに帰属した江南地方では謀反する者が多く、治安が定らない。今後は謀叛の首謀者ばかりでなく、その両隣に住むものでそれを知つて告発しない者も死に處すというものである。

叛乱の首謀者を死に處する事は、前近代の中国の法では当然のことである。この時期に更めて、しかも新附の

地を特に名指して規定されたのは何故か。南宋攻略の大事業を終え、この地の統治政策も軌道に乗ったかに見えたが、処々で大小の不穏分子がくすぶっていた。それの一掃を計ったのであろう。しかし、この規定だけでは効果はあがらず、行院を設置し大規模な討伐戦にまで発展したと思われる。

この時の行院は、『元史』卷十三、世祖本紀に、

至元二十二年二月乙巳、詔改江淮江西元帥招討司爲上中下三萬戶府。

とあり、翌年には四つの行院が、『元史』卷一四、世祖本紀に、

至元二十三年二月戊午、併江南行樞密院四處入行省。

とある如く、行省に併合されたとある。戦時体制期の機関の招討司・樞密院が廃され、平時の軍事機関に改められたり、民政を司どる行省に併合されたということは、治安が安定したと国家が解釈したためであろう。事実、『元史』卷一六二、李忽蘭吉傳に、

(至元二十二年)、分兵進取五溪洞蠻、時思播以南施黔鼎澧辰沅之界、蠻獠叛服不常、往往劫掠邊民。(中略)、十一月、(中略)、諸蠻酋長率衆來降。

とある如く、至元二十二年末には、湖南地方の溪洞の民の叛乱が収束に向った模様である。しかし、先述したように、湖廣地方についてのみ見ても、完全に叛乱が収束したのではなかつた。そして再び行院が設置されるのである。『元史』卷一六、世祖本紀に、

至元二十八年二月乙酉、立江淮湖廣江西四川等處行樞密院。

とある如く、至元二十八年のことである。この時の湖廣行院は、同、

至元二十八年四月乙未、徙湖廣行樞密院治鄂州。

とあり、また、『元史』卷一六二、劉國傑傳に、

成宗即位後、復置行樞密院於衡州。

とあり、その拠点を一度ならず動かしており、当時の叛乱も处处で勃発していたことを想像させる。この時の行院は、同卷十八、成宗本紀に、

至元三十一年十一月壬子、詔以軍民相統臺、罷湖廣江西行樞密院、併入行省。

とあるように、湖廣、江西行院は、至元三十一年（成宗即位後）に廃せられた。これより後に湖廣地方での叛乱勃発がなくなつたわけではなく、行樞密院も雲南に設置されたこともあつたが、この時期の様に全面的なものはなかつた。以上述べて来たところから、この地域が元朝に従属したのは、至元十三年の南宋平定後からではなく、成宗朝に入つてからと見るのである。『元史』卷一六二、劉國傑傳にも、

元貞元年、凡廣東江西盜所出入之地、南北三千里、置戍三十有八分屯將士以守之、由是東盡交廣西亘黔中地周湖廣四境、皆有屯戍制度周密、諸蠻不能復寇、盜賦遂息。

とあり、元貞元年に、叛乱の起りやすい地を駐屯地とし、この地の平安が保れたことを述べている。
また、『元典章』卷四一、刑部、謀叛に、

〔草賊生發罪例〕元貞元年、行御史臺劄付、拋各道申、洞賊扇聚、殺死收捕軍民官、燒劫站赤馬疋・鋪陳、奪

去縣印、劫掠良民、寇盜縱橫相繼蜂起、無所忌憚、所在軍官、雖曰追襲但離本境、便稱甯息等事、為此。と、行御史臺、即ち江南御史臺が、溪洞の民の暴挙について述べ、その原因是軍官、民官の怠慢としている。この記事には、統いて怠惰なる軍・民官に対する罰則が定められている。この規定も、この地が元朝の統治領として確定したからこそ発令されたと思われる。

(三)

鎮圧され、あるいは自ら投降した溪洞の民及びその地域はどのように扱われたのであろうか。前掲の至元十七年の規定⁽¹⁷⁾によれば、首謀者は処刑されることになっていた。事実、『元史』卷一五、世祖本紀に、

至元二十五年十一月丁亥、柳州民黃德清叛、(中略)、並伏誅。

とある如く死罪となつたものもあつたが、多くは死を免ぜられたばかりでなく、前掲の田萬頃の如く知州等の官位を授けられたものが少からずあつた。『元史』卷一六六、羅璧傳に、

大德三年、山海獠夷不沾王化、負固反側、乃誘致諸洞蠻夷酋長、假以官位、曉以禍福、由是咸率衆以歸。

とあり、官位を餌に投降させたとあり、懷柔策として効果のあるものであつたことを記している。
それでは彼らにどのような官位が与えられたのであろうか。『元史』卷一二、世祖本紀に、

至元二十年三月戊午、以新附洞蠻酋長爲千戸。

とある如く、軍官が授けられることもあつた。ここで与えられた知州あるいは千戸は、その溪洞の首領に授けら

れたものである。これは、元朝の官僚機構の中に組み込まれ、漢人あるいはモンゴル人、色目人等の知州あるいは千戸と同じに扱われ、遷転等があつたのか否かは疑問である。おそらくは、同一の部族の配下のみを治めるべく授けられたものであり、一般的の流品官とは同じではあるまい。酋長、蛮首に官位を授けることにより、その部族に元朝における位置を与える、そして従属せしめたのである。そしてその官僚の下で、彼らの自治が保有されたのであろう。『元史』卷九一、百官志に、

諸蠻夷長官司、西南諸溪洞各置長官司、秩如下州達魯花赤、長官副長官參用其土人為之。

とあり、西南諸溪洞地区に設置された長官司は、長官、副長官とともに「土人」、即ち溪洞の民をもつてあてている。また、『永樂大典』卷八五〇九、『南寧府志』に、

歸附初立安撫司、(至元)十六年、改爲總管府兼左右兩江溪洞鎮撫、(中略)、縣十八、洞二十六。

とあり、總管府と兼てているとはいゝ、溪洞鎮撫なる溪洞の民を対象とした官を設けており、また、溪洞の居住地は、一般漢民族の行政州縣とは別に、洞の区分が設けられ、漢民族と、溪洞の民が、その支配機構の中で区別されていたことを明確にしている。

先にも述べた如く、これらの官はおそらく、一般的の官僚とは異り、例え、知州の名を冠しても、ほかの知州とは異なる任免、昇進の扱いを受けていたと思われる。しかし、『元典章』卷五四、刑部、「違枉勘死平民」の項では、武岡縣龍溪隘の頭目、蕭監孫なる明らかに「溪蛮」の首領が、官吏としての罰を受けており、身分としてはあくまでも官僚として待遇されていたとみなせる。

元朝が溪洞の長に官位を与えたのは、唐宋以来の土司・土官の制度の踏襲である。彼らに自治を与えることにより治安の維持を得ようとしたからである。しかしそれだけであろうか。『元史』卷一五、世祖本紀に、

至元二十五年十月丙寅、湖廣省言、左右江口溪洞蠻獠置四總管府、統州縣洞百六十、而所謂官畏憚瘴多不敢赴、請以漢人爲達魯花赤、軍官爲民職、雜土人用之。

とある。この地は現在の廣西地域であり、湖廣省の中でも南方に位置し、氣候が悪く、任官しても行くことを拒否する者も多かつたのであろう。漢人にはなることのできない達魯花赤(19)を漢人にさせ、ほかの官には土人即ち溪洞の民を用いることにしたことからも漢人あるいは支配者たるモンゴル人、西域人を任命することの難しさを知るのである。同じことは、『元典章』卷八、吏部、選格に、

〔遷調官員〕延祐四年十二月十四日……福建兩廣等田地里、委付將管民官去呵、為田地遠竄有煙瘴麼道、不肯。と、福建、廣東、廣西地方は、辺遠の地のために、かつ氣候が悪いために赴任の命が発せられても拒まれたとある。また、『至正集』卷七四、「遠道観官」に、欠官の出る理由として、

若夫邊遠地面山川溪洞之險阻、溪黎夷獠之宜……

と、辺遠の地にして、溪洞の居住地で、道も険阻であることを揚げている。

北方の人々にとっては住みにくい土地であったことは想像にかたくない。朱守諒の詩「秋夜偶成詩」(20)には、この地の遠征の苦しさが縷々述べられ、

自辰沉東下至黔陽時、維大暑、軍卒疫痢。

と、その猛暑の中で、兵士が倒れて行くありさまを想像させる。また、胡炳文撰『雲峯集』卷五、「故廣西兩江道宣慰使司都元帥府經歷馬君墓誌銘」には、

其地（廣西）水草毒惡、先是官軍死者十八九。

と、この地に来る官軍の兵士の十中八・九人も死んでしまうと述べている。このような土地柄のため、『元典章』卷八、吏部、選格の「官員遷轉例等」によると、福建、兩廣の溪洞の州郡の官吏は、ほかの地域のものよりも優遇され、在任の期間が短い。土司、土官を用いたことには、必ずしも溪洞蛮を懷柔する意ばかりであつたのではなかつたのである。

溪洞に対してもは懷柔も必要であったが、鎮圧対策も無視できない。『元史』卷一六二、劉國傑傳に、

〔至元二十五年〕湖南盜詹一仔誘衡永寶慶武岡人、嘯聚四望山、官軍久不能討、國傑破之、（中略）、國傑曰多殺不可、況殺降耶、吾有以處之矣、乃相要地為三屯、在衡曰清化、在永曰烏符、在武岡曰白倉。遷其衆守之。
每屯五百人、以備賊、且墾廢田榛棘、使賊不得為巢穴、降者有故田宅、盡還之、無者使雜耕屯中、復皆為民。⁽²¹⁾
とあり、叛乱を起した溪蛮を屯田に編入し、再び、集まって乱を起すことを防ぎ、またほかの謀叛者に対する防備ともした。かつ屯田は荒廃地の開墾の役目をも果たした。『元典章』卷四一、刑部、謀叛には、

〔賊人復叛起遣赴北〕至元二十九年二月、行中書省劄付該、近據廣東宣慰司呈、南雄路申、招到保昌縣大老謝發並手下親人劉通赴司公參。手下頭目孫大老並賊衆受招之後、又行出劫、結構循梅等處賊人作耗。若准本司所擬、將謝發并從賊劉通等分付本處鎮守司、差軍押赴行院公參、就便、起遣、赴北羈縻安置、已後官司招

到投降賊首皆依此例。為此、移淮中書省咨、准擬。

とあり、廣東宣慰司南雄路保昌縣の溪蛮は「叛服不常」ために、その首謀者が遷徙された記事である。更にこの後、投降、招諭された賊首にも同じようにする規定が設けられた。この例は首謀者のみの遷徙であるか、その配下をも含めたものなのか明確ではないが、いずれにしろ、根拠地から離れたことにより彼らの力を弱めることになつた。叛乱者を屯田に編入する例はほかにもみられ、『元史』卷二〇、成宗本紀に、

大德六年十二月甲子、衡州袁舜一等誘集一千餘人、侵掠郴州、湖南宣慰司發兵討之、獲舜一及其餘黨、命誅其首謀者二人、餘者配洪澤芍陂屯田、其脅從者招諭復業。

と、衡州で叛乱を起したものが、遠く、長江の北の屯田に配されたり、また、同卷一七、世祖本紀には、

至元三十年二月丁未、以新附洞蠻吳動黎爲潭溪等處軍民官……屯田真定。

と、はるか北方の真定の地で屯田するものもあつた。

以上見て来たものは、投降、帰順した溪蛮を屯田に配することにより、首長の管轄権を弱め、相互の団結を崩したものであるが、また、屯田は、『元史』卷一六、世祖本紀に、

至元三十年八月丁未、湖廣行省臣言、海南海北多曠土、可立屯田、詔設鎮守黎蠻。

とある如く、溪洞に対する防備として設けられることがある。歐陽玄撰『圭齋文集』卷一、「高昌偰氏家傳」に、同知廣西宣慰司事副都元帥、會柳州・慶遠・賓州徭民叛、領兵數千、進以策誘賊黨、擒其渠魁侯十九、龍半天等一十三人。以歸、賊衆望風奔潰、降者幾萬人、復置屯田。

と、柳州、慶遠、賓州の溪洞蛮の叛乱収束後、屯田が設置されており、これも再度の叛乱の勃発に対する防備であろう。またこれらの屯田は、『元史』卷一六二、劉國傑傳に、

（至元二十九年廣西）盡取賊巢地為屯田。

とある如く、叛乱者の土地を没収した所に設けたり、あるいは『至正集』卷四八、「劉平章神道碑」に、

元貞乙未……上思州知州黃聖許叛、（中略）、聖許逃安南、撫其脅從慶遠郡、不能自食之、民耕其隙地為五屯。とある如く、廣西地方の謀叛者黃聖許が安南に逃亡した後、その土地を没収し屯田を設け、郷里を離れ叛乱に従つた者に耕作させ、自活させた。これについては、『元史』卷一〇〇、兵志は、

成宗大德二年、黃聖許叛逃之交趾、遺棄水田五百四十五頃七畝、部民有呂瑛者言、募牧蘭等處及融慶溪洞徭撞民丁於上浪忠州諸處開屯耕種、十年平大任洞賊黃德寧等、以其地所遺田土、續置藤州屯田。

と、大德二年のこととして述べられている。首謀者が黃聖許であること、また彼が交趾に逃亡したことなどが一致しているので、同じ時のことともとれるが、黃聖許は屢々元朝に帰順したり、謀叛したり、また頻りに交趾に逃げるので、あるいは元貞元年（乙未）にも、大德二年にも同じことがあつたのかもわからぬ。更にこの史料により、大德十年には、黃德寧の土地も屯田となつたことが記されている。

屯田の設置により、叛乱勃発を未然に防ぎ、あるいは比較的早い対応が可能となる。元朝のこの地の屯田設置も、それを意図し、また効果もあつたのである。⁽²²⁾しかし、この溪洞の地の屯田設置は、実は宋代にも行われていた。『元史』卷一六二、劉國傑傳に、

元貞元年、初辰澧地接溪洞、宋嘗選民立屯、免其絲役、使禦之、在澧者曰隘丁、在辰者寨兵、宋亡皆廢、國傑悉復其制。

とあり、宋代に対苗策として屯田が設置せられたこと、劉國傑の屯田設置はその踏襲であることを述べている。また元代の湖廣地方の屯田設置及び、叛乱者を屯田に配することに関する記事は、至元十年代には見られず、至元二十五年以降、大德年間に多い。この事も、この時期が、元朝の湖廣支配が本格化し、またある程度成果のあがつた時であることの例證となる。

尚、溪洞地・溪洞蛮の屯田政策は、彼らに農耕の技術を導入する機会を与えたことであろう。

(四)

元朝に降った溪洞の民には、国家に対するどのような義務が課せられたのだろうか。『元史』卷一二八、阿里海牙傳に、

(至元十二年) 傳檄郢歸峽常德澧、隨辰沅靖、復均房施門及諸洞無不降者、盡奏官、其所降官、以兵守峽、籍其戶口財賦。

と、南宋攻略の時、投降した溪洞の民の戸口数・資力を調査、記した如くあるが、同卷五八、地理志の序の戸口数についての記事には、

山澤溪洞之民不與焉。

元朝の湖廣行省支配 大島

と、溪洞の民の戸口は調べられていなかつたとある。同、卷一七、世祖本紀に、

至元二十九年正月丙辰、播州洞蠻、因籍戸懷疑竄匿。

と、戸口調査の際に逃散したとある如く、戸口数を調べられることには拒否反応を示した。従つて、同、卷一七、世祖本紀に、

至元三十年五月丙寅、詔委官與行省官、閩覈蠻夷。

と、溪洞の民を調べたとあるが、もしこれが戸口調査を意味するとしたらば、それが成功したとは思われない。

先述した如く、溪洞の民の首領にその配下を治めるべき官位を与えたが、これから類推しても、国家の力は、溪洞の個々人にまで及んではいなかつたと思われる。溪洞の投降の記事を見ると、『元史』卷一六五、朱國寶傳に、於是黎民降者三千戸、蠻洞降者三十所。

とある如く、その口数を記すこともあり、また村落あるいは部族の単位と思われる洞数を記すこともある。そして、同、卷一六五、郭昂傳に、

招降溪洞八十餘柵。

『牧庵集』卷一八、「戊守鄧州千戸楊公神道碑」に、

(至元二十年間)討湖南叛寇生降渠首四十五人。

とある如く、村落あるいは部族の単位を表わすと思われる洞、柵、寨の数、あるいは首領の数で示すことが多い。これも、溪洞の民については、その村落、共同体の首領を把握するにとどまつていたことを示している。そして

それ以上の介入はせず、楊瑀撰『山居新語』、「集賢大學士王彥博」の項に、

湖廣省咨、蠻洞相殺、合調軍馬征え、公回咨云、蠻夷相讎、中國之幸行下合屬固守邊防、毋得妄動軍馬、公之所行大槩如此。

とある如く、溪洞の民の間の争いには、国の辺防を守備する官軍を用いることを慎む傾向にあった。

税に関するもの、謝應芳撰『龜巢稿』卷四の詩の題に「蠻獠負固歲久不供…」とあり、また、『南寧府志』に、

自歸附以来、漸以効順、輸納賦稅、(中略)、原係蠻獠不知理法、不伏科差、自洪武四年以來、才方向化、止是輪稅而已。

とあり、明朝になつてはじめて課税の義務を負つたということは、元代においてはそれがなかつたことを示している。それでは、彼らには、元朝国家に対し義務を持つていなかつたのであろうか。先述した屯田政策から、戦時には、兵士として働くことには容易に想像される。また、『至正集』卷四八、「劉平章神道碑」に、

元貞乙未行院寵、公為湖廣行省平章、五溪屬縣、唐宋以土丁捍蔽廢久、賊遂肆、公復之、民賴以安。

と、唐宋時代に踏襲して、溪洞の民を使って、溪洞の賊をおさええたとある。即ち「以夷征夷」したのである。溪洞の民を兵として使つたことを示す史料が多い。少しく掲げてみると、『元史』卷一三三、昔都兒傳に、

(至元二十四年)七月領洞軍、從鎮南王、征交趾。

とあり、ベトナム侵略に使い、楊格『平蠻記⁽²³⁾』に、

元朝の湖廣行省支配 大島

(至元甲午) 公號召懷德府永順諸州會長各率所部詣軍前、聽調、又、起集山猺殆徙。とあり、『元史』卷十九、成宗本紀に、

元貞二年十一月丁卯、以蠻洞將領彭安國父子、討田知州。

とあり、田萬頃討伐に使ひまた、嘉慶『湖南通志』卷一二九、人物五に、

楊完者城歩人、世為土官、(中略)、以為苗兵可用。

とある。先述した自然情況にある湖廣地方においては、この溪洞の民の兵は、元朝にとつて大きな力となつたのである。

おわりに

以上見て來た如く、元朝の湖廣行省支配が軌道にのつたのは、南宋平定より更に遅く、成宗期に入つてからであつた。その時には、溪洞の民も大勢としては帰順したのである。しかし、湖廣行省の人口の多くを占める。溪洞に対しても、村落あるいは部族単位でしか掌握できなかつた。また、『牧庵集』卷二〇、「山南廉訪副使馮公道碑」に、

江南既一、陞議政大夫、僉山南湖北道提刑按察司事、換僉領北湖南道提刑安察司事、二境皆錯壤夷蠻、人所憚行、公冒阻凌歛瘴鄉、蠱俗上下、山谷至不可馬或騎、以杖、殆數千里。

とある如く、嶺北湖南提刑安察副使が、その任地が地形が厳しく、馬に乗ることも、あるいは轎を使うこともで

きぬ所を数百里も、杖のみを頼りに領内を歩いた。このような険阻な地に散居する溪洞の民をどこまで支配し得たかは大いに疑問である。唯、屯田政策を通して、より発展した農耕技術の導入をはじめとした漢化の傾向は否定できないであろう。

註

- (1) 愛宕松男「元の中国支配と漢民族社会」(『岩波講座世界歴史』九、中世三、一九七〇)、頁三〇一—三〇三。
- (2) これらの非漢民族の民族的な名称は不明であり、歴史的にも定かではない。例ば『嘉慶湖南通志』卷六一、苗防に、「辦苗經略」をひいて、「苗有裸猺獞仡佬儉獠之分」とあり、現在では分化している猺獞等が苗族の一種として掲げられている。
- (3) 矢野仁一「支那の土司について」(『支那学』三一三、一九二二)。余貽澤「明代之土司制度」(『禹貢半月刊』四一、一九三六)。
- (4) 曾我部静雄「福建の畬軍」(『文化』三一七、一九三六)。植松正「元初の畬族の叛乱について」(香川大学一般教育研究)第二十五号、一九八四)。
- また、『永樂大典』卷八五〇九の『南寧府』風俗に「元以来徳化所被稍改旧習」とあり、同卷二三九の『梧州府』に「與辺山猺獞接處罕習礼義、宋元以来稍知向學」とある。
- (5) 『元史』は殿版を用いた。
- (6) 元代には三度尚書省が設置されたことがあり、尚書省が設けられた時には、行省は行尚書省となつた。
- (7) 前田直典「元朝行省の成立過程」(『史学雑誌』五六一六、一九四五、後に『元朝史の研究』に収録)。
- (8) 『元史』卷八六、百官志に、「至元十年、(中略)、置荆湖等路行院」とあり、同、卷八、世祖本紀に「至元十一年三月辛卯、改荆湖、淮西二行樞密院爲二行中書省」とある。しかし、同、卷八、世祖本紀に、「至元十九年戊子、遣官詣荆湖行省……」とあり、行省と改められている以前から行省の名称が用いられている例もある。
- (9) 『元史』卷一二八、阿里海牙傳、同卷一六五、郭昂傳、參照。
- (10) 『元典章』に見る官庁間の文書の移動、あるいは『永樂大典』卷二一九〇五、『廣州府志』に、連州について、

「屬湖南道宣慰司」とある如く、宣慰司の管轄地域の總管府散州は、民政官の行省に直属しない。

(11) 註(4) 曾我部、植松論文参照。

(12) 『牧庵集』卷一六、「平章政事史公神道碑」参照。

(13) 中には投降した州城が、あくまで元軍に抵抗する者に焼かれた時もある。例えば、『元史』卷九、世祖本紀に、「至元十三年五月乙卯、靖州張州判及李信李發焚其城、退保飛山」とある。

(14) 胡炳文撰『雲峯集』卷五、「故廣西兩江道宣慰使司都元帥府經歷馬君墓碑銘」、「至正集」卷三八、「扎拉爾公祠堂記」、劉岳申撰『申齋集』卷八、「元故中順大夫廣東道宣慰副使董以道墓誌銘」参照。

(15) 黃清連「元初江南的叛亂（一二七六年—一二九四年）」（中央研究院歷史語言研究所集刊）四九一一、一九七八）、及び、前掲植松論文参照。

(16) 文宗朝時代。

(17) 頁十参照。

(18) 頁七参照。

(19) 箭内瓦「元代の三階級」（『滿鮮地理歴史研究報告』

三、一九二六、後に『蒙古史研究』に収録）。

(20) 嘉慶『湖南通志』卷二一八、金石、収録。

(21) 『元史』卷一〇一、兵志参照。

(22) 頁十二参照。
〔國朝文類〕卷二十七。

(23) 頁十二参照。
〔國朝文類〕卷二十七。